

## 理事及び監事の報酬等の額に関する規程

公益財団法人 長尾自然環境財団

## 理事及び監事の報酬等の額に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長尾自然環境財団（以下「この法人」という。）定款第31条の規定に基づき、理事及び監事の報酬等の額に関し必要な事項を定めることを目的とし、法令に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わず、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の費用とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、（別表）常勤役員俸給表に基づき役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員には、報酬を支給しない。
- 4 役員には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職金を支給することができる。

### (報酬の額の決定)

第4条 各々の常勤役員の報酬月額は、理事長が（別表）常勤役員俸給表のうちから選択し、評議員会の承認を得て、決定するものとする。

### (報酬の支給の方法)

第5条 常勤役員の報酬は、暦月計算をもって行い、毎月職員給与の支給日に支給する。

- 2 税金、社会保険料及び事前に控除することについて本人の承諾を得た前払い金、貸付金、立替金などの項目については、毎月の報酬から控除できるものとする。

(退職金)

第6条 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職金は、退任時より過去2か年の平均報酬月額×在任年数に基準率100%を乗じて算出したものを支給基準額とする。ただし、在任年数は1か年を単位とし端数は月割とし、在任1か月未満は1か月に切り上げる。

3 在任中又は退任時において自己の責に帰すべき重大な過失又は背任の行為等により著しくこの法人の名誉を損ない損害を与えた場合は、評議員会の決するところにより、その補填を命じ退職金の一部又は全部を減額することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成25年4月8日一部改正。

(別表) 常勤役員俸給表(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	20,000	11	220,000	21	420,000	31	620,000
2	40,000	12	240,000	22	440,000	32	640,000
3	60,000	13	260,000	23	460,000	33	660,000
4	80,000	14	280,000	24	480,000	34	680,000
5	100,000	15	300,000	25	500,000	35	700,000
6	120,000	16	320,000	26	520,000		
7	140,000	17	340,000	27	540,000		
8	160,000	18	360,000	28	560,000		
9	180,000	19	380,000	29	580,000		
10	200,000	20	400,000	30	600,000		